

# VI. 労働市場改革（女性・若者・高齢者等の活躍促進）

## 潜在的な就業希望者950万人（就業希望者655万人、就業時間を増やしたい者295万人）の労働参加の促進、外国人の受け入れ促進

### A. 多様で柔軟な働き方

- フレックスタイム制の清算期間の上限を1カ月から3カ月に延長<sup>1</sup>
- 裁量労働制の対象業務を拡大<sup>2</sup>
- 時間ではなく成果で評価される勤務制度「高度プロフェッショナル制度」を創設<sup>3</sup>
- 長時間労働是正に向けた企業の取組を促進<sup>4</sup>
- 予見可能性の高い紛争解決システムの検討

### B. 女性の活躍推進

- 2017年度末までの保育の受け皿整備を40万人から50万人分に上積みして、整備加速
- 育児休業給付を、休業開始後6カ月間について50%から67%に引き上げ<sup>5</sup>
- 2020年までに指導的地位に占める女性の割合30%を目標
- 女性活躍推進法に基づき、企業は女性の参画・昇進のための行動計画を策定・公表、女性の活躍に関して情報を公表<sup>6</sup>
- 長時間労働是正に向けた企業の取組を促進<sup>4</sup>
- 年次有価証券報告書への役員の女性比率の記載を企業に義務づけ<sup>7</sup>

### C. 外国人材の受け入れ促進

- 高度人材の認定要件を緩和し、在留期間無期限の新しい在留資格を導入<sup>8</sup>
- 現行の技能実習制度を見直し、対象職種を追加、受入れ人数枠を拡大、実習期間を延長<sup>9</sup>
- 製造業における日本企業の海外子会社に勤務する外国人従業員の受け入れを可能に
- 介護分野での国家資格を有する外国人の就労を可能に<sup>10</sup>
- 国家戦略特区を活用し、外国人の起業を促進、家事支援人材を受け入れ<sup>11</sup>
- 外国人IT人材受け入れを3万人から6万人に倍増（2020年まで）
- 中長期的な外国人材受け入れの在り方を検討

#### 女性活躍の例

- 3年弱で女性の就業者数は2012年10月-12月期と比べて、105万人増加
- 民間部門の管理職に占める女性の比率 2012年 6.9% → 2014年 8.3%
- 上場企業は少なくとも1人の女性取締役を任命することを約束
- 政府における女性幹部職員\*が増加: \*本省審議官（部長）級以上

2013年夏 16名 → 2014年夏 23名 → 2015年夏 30名

(注) 1.-4. 2015年通常国会に法案提出 5. 2014年4月法律施行 6. 2015年9月法律施行 7. 2015年3月府令施行 8. 2015年4月法律施行  
9.10. 2015年通常国会に法案提出 11. 2015年9月法律施行